

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意志の活動)
レベル3	できるだけ2m 程度(最低1m)	行わない	個人や少人数での リスクの低い活動で短 時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m 程度(最低1m)	リスクの低い活動から 徐々に実施 ²	リスクの低い活動から 徐々に実施 ² し、教 師等が活動状況の確 認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔をとること	十分な感染対策を行 った上で実施	十分な感染対策を行 った上で実施

「レベル3」・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域
(累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間な
どで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規
感染者数を劇的に抑え込む地域。)

「レベル2」・生活圏内の状況が、

①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域(特定(警戒)
都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等
で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新
しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24
条第9項に基づく協力要請を実施する地域)及び

②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路
が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間
注意を要する地域

「レベル1」・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域の
うち、レベル2にあたらないもの(新規感染者が一定程度確認されるもの
の、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモ
ニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域)

※ 上記のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏
まえ、自治体の衛生主管部局と相談の上、判断すること。

※ 各レベルの地域において、具体的にどのように教育活動を進めるかについては、第3
章に詳述しています。

² レベル3からレベル2に移行することを想定しており、レベル1からレベル2に上がる際には「感染リ
スクの高い活動を停止する」となる。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月14日)から抜粋

○ 地域の感染状況に応じ、緊急事態宣言の対象地域の考え方や、4月1日の提言で示した地域区分の考え方も踏まえ、各都道府県を以下3区分に分類し、それぞれの地域において、適切な感染対策を実施していく。

- ① **特定(警戒)都道府県**：法第45条各項に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑えこむ
- ② **感染拡大注意都道府県**：都道府県において、地域の感染状況をモニタリング。「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、法第24条第9項に基づき要請を行う。
- ③ **感染観察都道府県**：引き続き感染状況をモニタリングするとともに、「新しい生活様式」の徹底で、感染拡大を防ぐ。

	①特定(警戒)都道府県	②感染拡大注意都道府県	③感染観察都道府県
判断基準	【緊急事態措置の指定基準】 累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の増加時間などで判断。 【再指定基準】 4/7の指定の際の指標や水準の考え方、感染の状況を踏まえつつ、直近1週間の新規感染者数等から、より迅速に再指定を行う。	特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者数等で判断することが考えられる。	新規感染者が一定程度確認されるものの、②の基準には達していない。
対応	基本方針	感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する。 必要に応じ、知事が法第24条第9項に基づき協力要請を実施。	引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を継続。
	外出	・(必要に応じ、法第24条第9項に基づく)外出自粛の協力要請。 ・不要不急の外出をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。	・不要不急の①・②との外出をまたぐ移動は避ける。 ・3密の場所への移動を徹底して避ける。
	活動	・在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進	・必要に応じ、在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進
	イベント	・クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項に基づき、開催の自粛の要請等。 ・それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、無観戦の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。	・一定規模のイベント等の開催に当たっては、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。 ・それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、無観戦の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。 ・参加者は100名以下、かつ、収容人数の50%以下を目安とする。
	施設の使用制限	・都道府県知事が、地域の実情に応じて法第24条第9項に基づく協力要請を実施。 ・クラスターのおそれがある施設や3密施設は使用制限の協力要請を検討。 ・具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。	・都道府県知事が、地域の実情に応じて、法第24条第9項に基づく協力要請も含めて適切に判断。 ・一般の感染対策や3密回避の徹底を要請。

(2)「密集」の回避（身体的距離の確保）

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けることを推奨しています。感染が一旦収束した地域にあっても、学校は「3つの密」となりやすい場所であることには変わりなく、可能な限り身体的距離を確保することが重要です。

新規感染者や感染経路不明の感染者が多数確認されている地域においては、「3つの密」を徹底的に避ける必要性も高まるため、レベル3及びレベル2の地域では、身体的距離の確保を優先して分散登校の導入などの工夫を行っていただく必要があります。

レベル1の地域では、施設等の制約から1メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことより「3つの密」を避けるよう努めて下さい。

【レベル3地域・レベル2地域】

児童生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保するように座席配置を取ります。

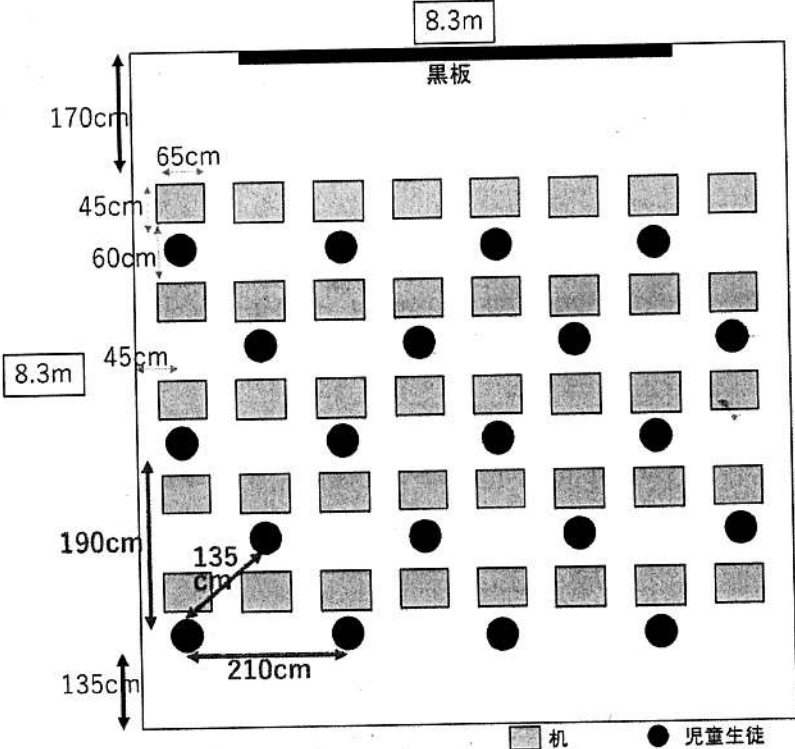
このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を二つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせて、異なる教室や時間で指導を行う等の対応が必要となります。

【レベル1地域】

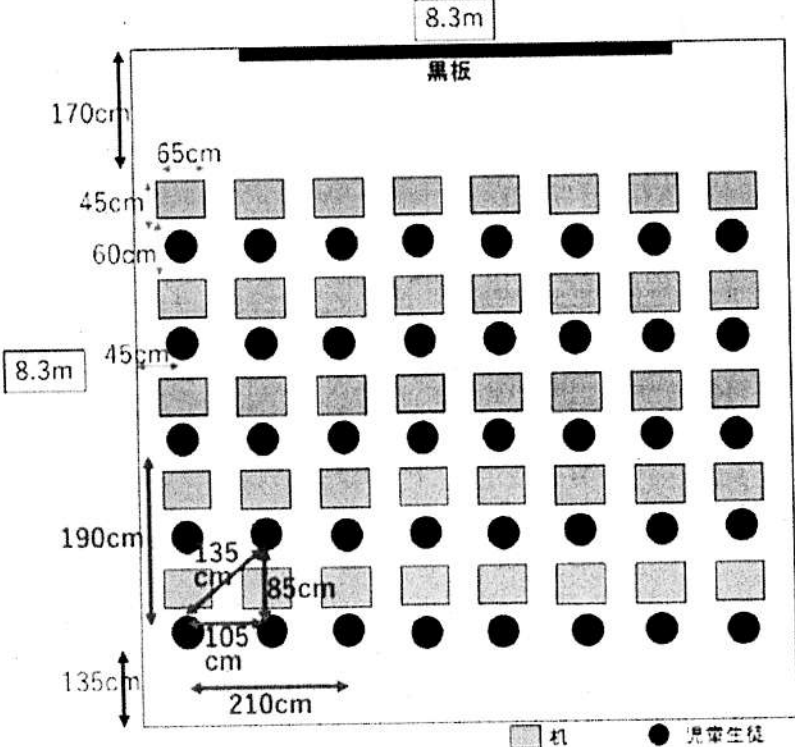
児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を取ります。

なお、以下の図は、座席配置の一例です。これらはいくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応することが可能です。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようお願いいたします。

(参考) レベル2・3地域 (1クラス20人の例)



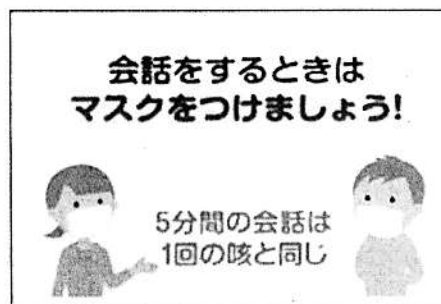
(参考) レベル1地域 (1クラス40人の例)



(3)「密接」の場面への対応(マスクの着用)

①マスクの着用について

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えられます。



ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してください。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をお願いします。

また、体育の授業におけるマスクの着用は必要ありません。配慮事項等については別添資料2(事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」(令和2年5月21日))を参照してください。

(参考)正しいマスクの着用について

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を
確実に覆う



② ゴムひもを
耳にかける



③ 隙間がないよう
鼻まで覆う



やってみよう! 新型コロナウイルス感染症対策みんなのできること(動画)

新型コロナウイルスから身を守る方法や他人にうつさないために心がけることをわかりやすく紹介する動画を公開しています。

マスクがない場合に、自作する方法も紹介しています。

タレントの鈴木福君と夢ちゃんと一緒に是非ご家庭でも学んでみてください。

②マスクの取扱いについて

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保ちます。

マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄します。

③布製マスクの衛生管理について（布製マスクの洗い方）

布製マスクは1日1回の洗濯により、おおむね1か月の利用が可能です。経済産業省が、洗い方に関する動画をインターネット上に掲載しています（YouTube metichannel「布マスクをご利用のみなさまへ」）。

（検索方法）

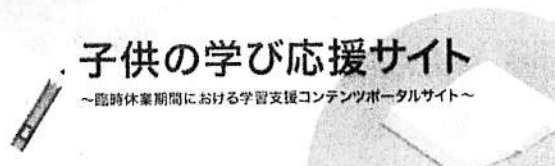
・YouTube から「布マスクをご利用のみなさまへ」で検索して下さい。

<https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRo74o>

④手作りマスクの作成について

手作りマスクの作成方法については、文部科学省ホームページ上の「子供の学び応援サイト」も参考にしてください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html



①手洗い

接触感染の仕組みについて児童生徒に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底します。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。

手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものです。基本的には流水と石鹸での手洗いを指導します。ただし、流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用することが考えられます。

また、石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行います。

なお、児童生徒等に一律に消毒液の持参を求めることは適当ではありません。（それぞれの保護者が希望する場合には、この限りではありません。）

**石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。**



手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約100万個
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約0.01% (数百個)
	2回 繰り返し	約0.0001% (数個)

手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

(資料来源：感染症学雑誌 80:496-500(2006))



手洗いの6つのタイミング

外から教室に入るとき



咳やくしゃみ、鼻を
かんだとき



給食（昼
食）の前後



掃除の後



トイレの後



共有のものを
触ったとき



正しい手の洗い方

手洗いの
前に

爪は短く切っておきましょう
時計や指輪は外しておきましょう



① 流水でよく手をぬらした後、石けんを
つけ、手のひらをよくこすります。



② 手の甲をのぼすようにこすります。



③ 指先・爪の縫を念入りにこすります。



④ 指の間を洗います。



⑤ 親指と手のひらをねじり洗います。



⑥ 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、
清潔なタオルやペーパータオルで
よく拭き取って乾かします。

真相官邸

厚生労働省

厚労省

